

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会が提供する福祉  
サービスに係わる虐待防止の対応に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が提供する本会定款第2条に基づく事業（以下「事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この要綱において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- 1) 利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2) 利用者にワイセツな行為をすることまたは利用者にワイセツな行為をさせること。
- 3) 利用者の心身の正常な健康を妨げるような著しい減食
- 4) 利用者の支援を著しく怠ること。
- 5) 利用者に対する著しい暴言・言動
- 6) 利用者に著しい心理的外傷を与える行為や言動

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 本会職員は、利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報および発見)

第4条 利用者および家族、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止の対応に係わる実施要綱に基づき対応しなければならない。

- 2 本会職員は、虐待を発見した際は虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

(虐待防止対応責任者)

第5条 虐待防止の責任主体を明確にするため、本会会長は事務局長を虐待防止対応責任者に任命する。

(虐待防止受付担当者)

第6条 本会事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、本会会長が任命する。
- 3 本会職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(第三者委員)

第7条 虐待事案発生時、または虐待防止に必要な対応を実施するあたり、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、本会会長は第三者委員を設置する。なお、第三者委員の設置に関して必要な事項は別に定める。

(虐待防止対応責任者の職務)

第8条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）および第三者委員への報告

(虐待防止受付担当者の職務)

第9条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
  - (2) 職員からの虐待通報受付
  - (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
  - (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者および第三者委員への報告  
虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告
- 2 第10条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員および第三者であっても「被虐待者本人および保護者等」と読み替える。

(虐待防止対応の周知)

第 10 条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書およびパンフレット並びにホームページの掲載等により、本要綱に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第 11 条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

(1) 虐待の内容

(2) 虐待通報者の要望

(3) 第三者委員への報告の要否

(4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第 12 条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は原則として虐待通報のあった日から 10 日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第 13 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

- 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・報告)

- 第14条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
  - 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び滋賀県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

- 第15条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。
- 2 事業のサービスの質と向上を図るため、本要綱に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(虐待防止のための職員等研修)

- 第16条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な本会職員の研修を行わなければならない。
- 2 研修は虐待防止啓発研修に限らず、事業全般にわたり全人的な人格・資質の向上を目的として研修をする。

(虐待防止委員会の設置)

第 17 条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は、事務局長とする。委員は必要のある員数とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 18 条 虐待防止対応責任者は、事業利用対象者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。